構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月3日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

神戸市長 矢 田 立 郎

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画(国際みなと経済特区)に ついて下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第 3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

3 構造改革特別区域の範囲

別紙4 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)

別紙5 外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)

2.変更事項の内容

- ・ 対象区域の拡大
- ・特例の対象となる施設の追加(504)
- ・特例の追加(507)

区域

神戸市の区域の一部(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区)

別紙4

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

<省略>

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省略>

更

変

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー 財団法人 新産業創造研究機構(NIRO) 芸術工学研究所 特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所 人と防災未来センター アジア防災センター 地震防災フロンティア研究センター

前

区域

神戸市の区域の一部

<(注)例示を削除した。「ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区」は 従来のままで、「その他の臨港地区」は、市内のすべての保税施設を包含するエリアに拡張した。)

変

更

後

別紙 4

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

<省略>

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省略>

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー 財団法人 新産業創造研究機構(NIRO) 芸術工学研究所 特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所 人と防災未来センター

アジア防災センター 地震防災フロンティア研究センター

<u>株式会社神戸デジタル・ラボ キメック株式会社 ニューブレクス株式会社</u> <u>シーコム株式会社 有限会社ラジト</u>レイディングコーポレーション<u>1</u>3 プロクタ

- <u>ー・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク 14</u> 株式会社ムーブ
- 15 グローバルメディアプロジェクト株式会社 16 デジタルブック有限会社
- 17 株式会社ブロードティーヴィ

別紙 5

- 1 特定事業の名称
 - 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

<省略>